

龍郷町移住支援金のご案内

東京圏から龍郷町に移住し、就業した方に

100万円



単身の場合は60万円

東京 23区の在住者または東京圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)在住で 23区への通勤者が、龍郷町に移住し、移住支援金の就業要件を満たす就業をした方、起業支援金の交付決定を受けた方のいずれかに、100万円(単身の場合は60万円)の移住支援金を給付します。

【 就業に関する要件 】

- 鹿児島県のマッチングサイト(かごJOB)に掲載されている移住支援金対象求人にて新規で就業した方
- 鹿児島県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業または国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
- 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住し、移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方。
- 鹿児島県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方。

【問合せ先】

①移住支援金及び起業支援金について
龍郷町企画観光課
電話：0997-69-4512

②マッチングサイト「かごjob」について
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課
電話：099-286-3026
メール：sokusin@pref.kagoshima.lg.jp

詳しくはこちらから！



支援金額

・2人以上世帯の場合：100万円 ・単身の場合：60万円 ※原則として、住民票の世帯人数により判断します。

移住支援金の対象となる方

次の①～④の全てに該当する方が対象となります。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた方（※1ただし、東京圏のうちの条件不利地域外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学機関も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。）
- ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- ③ 5年以上龍郷町に継続して居住する意思のある方
- ④ 次の（ア）～（オ）の要件のいずれかを満たす方

【就業に関する要件】

- （ア） 県が運営するマッチングサイト（かごjob）に掲載された法人等※2の求人（移住支援対象求人）に応募し就職された方
- （イ） ※3県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業をした方
- （ウ） ※4所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方
- （エ） ※5 龍郷町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、就業又は企業（事業承継、第二創業を含む）をする方

【起業に関する要件】

- （オ） 起業支援金の交付決定を受けた方

- ※2 就業者にとって3親等以内の家族が代表者、取締役などの経営を務めている法人等への就職は対象外です。
※1、※3～※4においては令和2年12月22日以降に転入した方が対象となります。
※5 においては、令和3年4月1日以降に転入した方が対象となります。

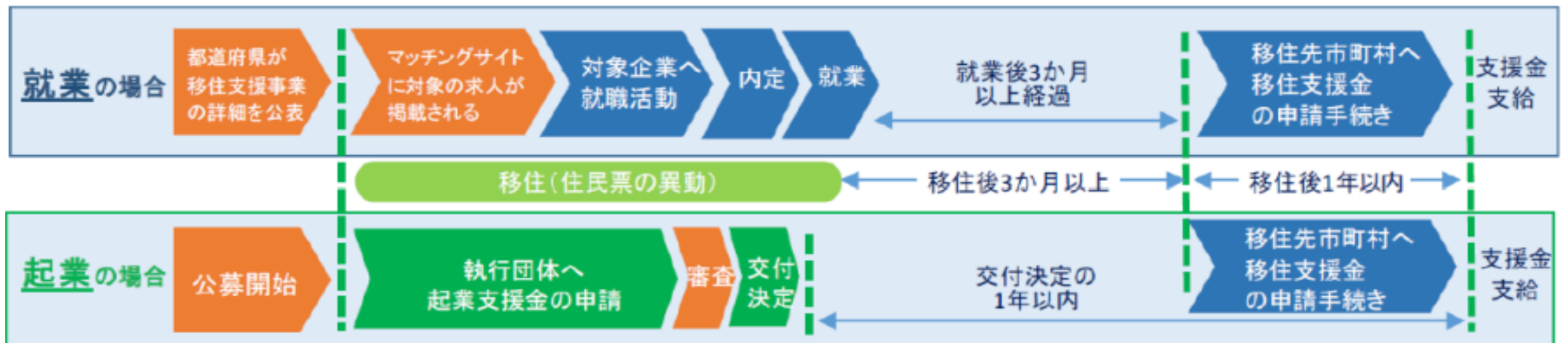
申請できる期間

【就業の場合】

- ・就職してから3カ月経過後かつ転入後3カ月以上1年以内の期間

【起業の方】

- ・起業支援事業の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3カ月以降1年以内の期間



支援金の返還となる場合

【全額】

- ・虚偽の申請またはその他不正の手段により移住支援金の給付を受けた場合
- ・移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、龍郷町から転出した場合
- ・移住支援金の申請日から1年以内に就職した法人を退職した場合。
- ・起業支援金の交付決定を取り消された場合

【半額】

- ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に龍郷町から転出した場合

※雇用企業、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び龍郷町が認めた場合はこの限りではありません。